

平成30年6月定例会議事日程（案）

（会期22日間）

月 日	曜	開議時刻	日 程
6月14日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期及び議事日程の決定 4 議長報告 5 議事日程の宣告 6 議案上程 7 同上に対する知事の提案理由の説明 (全員協議会)
6月15日	金		(常任委員会)
6月16日	土		休 会
6月17日	日		〃
6月18日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する代表質問
6月19日	火		(議事整理日)
6月20日	水	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月21日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月22日	金		(議事整理日)
6月23日	土		休 会
6月24日	日		〃

月 日	曜	開議時刻	日 程
6月25日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月26日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月27日	水		(議事整理日)
6月28日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑
6月29日	金	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案に対する質疑 2 議案委員会付託 3 請願、陳情委員会付託
6月30日	土		休 会
7月1日	日		〃
7月2日	月		(議事整理日)
7月3日	火		(特別委員会、常任委員会)
7月4日	水		(議事整理日)
7月5日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 常任委員長報告 2 議案の可否決定 3 請願、陳情の採否決定 4 閉 会



第 201800028897 号
平成 30 年 6 月 5 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事



県議会全員協議会の開催について（依頼）

下記事項について御説明するとともに、県議会の御意見をいただきたいと思っておりますので、6月定例県議会中に全員協議会を開催して下さるようお願いいたします。

記

平成31年度国の施策等に関する提案・要望の概要

担当 財政課
内線 7043

議会運営等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱（案）

議会運営等に関する取扱要綱（平成 7 年 5 月 10 日議会運営委員会制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>1～2 略</p> <p>3 代表質問、一般質問及び質疑 代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。</p> <p>(1) 代表質問</p> <p>① 代表質問は、次の表の左欄に掲げる交渉団体が同表の右欄に掲げる定例会において行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会派名</th> <th style="width: 70%;">代表質問を行う定例会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県議会 自由民主党</td> <td>9月定例会及び 2月定例会</td> </tr> <tr> <td>会派自民党</td> <td>6月定例会及び 12月定例会</td> </tr> <tr> <td>会派民主</td> <td>9月定例会及び 2月定例会</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>4 略</p>	会派名	代表質問を行う定例会	鳥取県議会 自由民主党	9月定例会及び 2月定例会	会派自民党	6月定例会及び 12月定例会	会派民主	9月定例会及び 2月定例会	<p>1～2 略</p> <p>3 代表質問、一般質問及び質疑 代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。</p> <p>(1) 代表質問</p> <p>① 代表質問は、次の表の左欄に掲げる交渉団体が同表の右欄に掲げる定例会において行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会派名</th> <th style="width: 70%;">代表質問を行う定例会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県議会 自由民主党</td> <td>9月定例会及び 2月定例会</td> </tr> <tr> <td>会派自民党</td> <td>6月定例会及び 12月定例会</td> </tr> <tr> <td>会派民進党</td> <td>9月定例会及び 2月定例会</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>4 略</p>	会派名	代表質問を行う定例会	鳥取県議会 自由民主党	9月定例会及び 2月定例会	会派自民党	6月定例会及び 12月定例会	会派民進党	9月定例会及び 2月定例会
会派名	代表質問を行う定例会																
鳥取県議会 自由民主党	9月定例会及び 2月定例会																
会派自民党	6月定例会及び 12月定例会																
会派民主	9月定例会及び 2月定例会																
会派名	代表質問を行う定例会																
鳥取県議会 自由民主党	9月定例会及び 2月定例会																
会派自民党	6月定例会及び 12月定例会																
会派民進党	9月定例会及び 2月定例会																

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。

議会運営等に関する取扱要綱（改正後全文）

（平成3年12月16日議会運営委員会制定）

最終改正：平成30年6月7日

1 会派及び交渉団体

- (1) 「会派」とは、鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号。以下「会議規則」という。）第4条の規定によるものをいう。
- (2) 所属議員数が議員定数の10分の1以上の会派を「交渉団体」とする。
- (3) 前2項の規定に該当するもののほか、議員定数の10分の1以上の議員数をもって団体を結成し、これが承認を要求した場合は、議長は、議会運営委員会に諮って、これを交渉団体にすることができる。

2 議会運営委員会

委員会の委員定数は11人とし、所属議員数が議員定数の12分の1以上の会派に対しその所属議員数を基準として割り当て、当該会派から委員を推薦し、議長に届け出る。

3 代表質問、一般質問及び質疑

代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。

(1) 代表質問

- ① 代表質問は、次の表の左欄に掲げる交渉団体が同表の右欄に掲げる定例会において行う。

会派名	代表質問を行う定例会
鳥取県議会自由民主党	9月定例会及び2月定例会
会派自民党	6月定例会及び12月定例会
会派民主	9月定例会及び2月定例会

- ② 人員は、各会派1人以内とする。
- ③ 質問時間は、おおむね1人1時間以内とする。
- ④ 質問の順序は、議会運営委員会において決定する。
- ⑤ 代表質問者と同一会派の所属議員1人に対し、代表質問に関連した事項に限り、関連質問を認める。

ア 関連質問は、議会運営委員会において、次のいずれかに該当するものと認める場合に、行うことができる。

- (ア) 代表質問に真に関連し、緊急性があること。
- (イ) 代表質問を更に深く追及する事項であること。

イ 関連質問の質問時間は10分以内、質問回数はその時間内で3回までとする。

ウ 関連質問は自席で行うものとする。

(2) 一般質問（会議規則第56条）

- ① 一般質問者1人当たりの総時間は、答弁を含め75分以内とする。
- ② 質問時間は25分以内、質問回数はその時間内で5回までとする。
- ③ 代表質問を行った議員は、一般質問を行わないものとする。

(3) 議案に対する質疑（会議規則第35条）

- ① 質疑の対象は、提案事項（予算については事項別明細書記載事項）に限るものとし、関連は認めない。
- ② 知事提出議案（先議議案を除く）のうち、一般質問の発言通告書提出期限までに提出されたものについての質疑は、一般質問の中で行う。
- ③ 上記以外の場合は、質疑時間は5分以内、追及は5分以内2回までとする。

(4) 答弁者

- ① 代表質問、一般質問及び質疑の答弁者は、知事、会計管理者、病院事業管理者、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、公安委員会委員長、労働委員会委員、監査委員とする。
 - ② 前号に掲げる者のほか、各執行機関の長は、その委任する答弁者を指定し、議長に届け出て、答弁させることができる。
- (5) 一般質問及び質疑の発言順序は議長が決定する。
- (6) 発言通告書提出期限は議会運営委員会において決定する。
提出期限経過後の通告、項目の追加、変更（取り下げは除く）は認めない。ただし、提出期限後に生じ、かつ緊急性がある事由等で議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 発言は簡潔にし、重複は避けるものとする。
- (8) 指定答弁者以外に対する質問、質疑は認めない。
- (9) 質問の内容は、その趣旨に沿ったふさわしいものとし、細かな点は委員会で行うこととする。

4 討論

議案に対する討論（会議規則第 39 条）の時間は 10 分以内とする。

附 則（平成 30 年 6 月 7 日議会運営委員会決定）

この要綱は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。